

令和5年5月12日

# 第3回臨時会議案

厚真町議会

付 議 案 件

| 番 号     | 件 名                           |
|---------|-------------------------------|
| 選挙第 1 号 | 厚真町議会議長の選挙について                |
| 選挙第 2 号 | 厚真町議会副議長の選挙について               |
| 選挙第 3 号 | 胆振東部消防組合議会議員の選挙について           |
| 選挙第 4 号 | 安平・厚真行政事務組合議会議員の選挙について        |
| 選挙第 5 号 | 胆振東部日高西部衛生組合議会議員の選挙について       |
| 同意第 1 号 | 厚真町監査委員の選任について                |
| 議案第 1 号 | 厚真町税条例の一部改正について               |
| 議案第 2 号 | ダム湖眺望広場整備工事請負契約の締結について        |
| 議案第 3 号 | 令和 5 年度厚真町一般会計補正予算（第 1 号）について |
| 承認第 1 号 | 専決処分（厚真町課設置条例の一部改正）の承認について    |
| 報告第 1 号 | 専決処分（損害賠償額の決定）の報告について         |

議案第 1 号

厚真町税条例の一部改正について

厚真町税条例の一部を次のように改正しようとする。

令和 5 年 5 月 1 2 日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

## 厚真町税条例の一部を改正する条例

厚真町税条例の（昭和29年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第34条の9第2項中「又は」の次に「当該控除することができなかった金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは町民税に充当し」を「、個人の町民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第36条の3の2第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

第38条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の町民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第41条中「及び」を「、個人の」に、「の合算額」を「及び森林環境税額

の合算額」に、「によって」を「により」に改める。

第44条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。）」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第3項、第5項及び第6項中「によって」を「により」に改める。

第46条中「第5号の15様式」の次に「又は第5号の15の2様式」を加え、「によって」を「により」に改める。

第47条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「通知によって」を「通知により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第47条の2第1項中「によって徴収することが」を「により徴収することが」に、「においては」を「には」に改め、「及び均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第47条の5において同じ。）」を加え、「によって徴収する場合」を「により徴収する場合」に、「によって徴収する」を「により徴収する」に改め、同項第2号及び同条第2項中「によって」を「により」に改める。

第47条の6第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によって」を「方法により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第48条第1項及び第5項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の

4の2様式」を加える。

第50条第1項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に改める。

第82条第1号エ中「及び」を「、」に改め、「三輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

第98条第1項及び第5項並びに第101条第1項中「第34号の2の5様式」の次に「又は第34号の2の5の2様式」を加える。

附則第8条第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改める。

附則第10条中「、第63条又は第64条」を「又は第63条」に、「、第63条若しくは第64条」を「若しくは第63条」に改める。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第22項」を「附則第15条第21項」に改め、同条第4項中「附則第15条第23項第1号」を「附則第15条第22項第1号」に改め、同条第5項中「附則第15条第23項第2号及び第3号」を「附則第15条第22項第2号及び第3号」に改め、同条第6項中「附則第15条第24項第1号」を「附則第15条第23項第1号」に改め、同条第7項中「附則第15条第24項第2号」を「附則第15条第23項第2号」に改め、同条第8項中「附則第15条第26項第1号イ」を「附則第15条第25項第1号イ」に改め、同条第9項中「附則第15条第26項第1号ロ」を「附則第15条第25項第1号ロ」に改め、同条第10項中「附則第15条第26項第1号ハ」を「附則第15条第25項第1号ハ」に改め、同条第11項中「附則第15条第26項第1号ニ」を「附則第15条第25項第1号ニ」に改め、同条第12項中「附則第15条第26項第2号イ」を「附則第15条第25項第2号イ」に改め、同条第13項中「附則第15条第26項第2号ロ」を「附則第15条第25項第2号ロ」に改め、同条第14項中「附則第15条第26項第2号ハ」を「附則第15条第25項第2号ハ」に改め、同条第15項中「附則第15条第26項第3号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」

に改め、同条第16項中「附則第15条第26項第3号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同条第17項中「附則第15条第26項第3号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同条第18項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第28項」に改め、同条第19項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第20項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第38項」に改める。

附則第10条の3第12項中「附則第7条第13項」を「附則第7条第17項」に改める。

附則第15条の2を削る。

附則第15条の2の2第4項中「100分の10」を「100分の35」に改め、同条を附則第15条の2とする。

附則第15条の6第3項を削る。

附則第16条第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第2項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和3年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第3項から第6項までを削り、同条第7項中「附則第30条第7項」を「附則第30条第3項」に、「三輪以上のガソリン軽自動車」を「三輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「3,500円」」に改め、同項を同条第3項とし、同条第8項中「附

則第30条第8項」を「附則第30条第4項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車」が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「5,200円」」に改め、同項を同条第4項とする。

附則第16条の2第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附則第17条の2第1項及び第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

附則第25条中「。以下この条及び次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

#### 附 則

##### （施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第82条第1号エの改正規定及び附則第4条第1項の規定（この条例による改正後の厚真町税条例（以下「新条例」という。）附則第16条の2第3項に係る部分を除く。） 令和5年7月1日
- (2) 第34条の9第2項並びに第38条の見出し及び同条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第41条、第44条、第47条、第47条の2及び第47条の6の改正規定並びに附則第15条の2の2の改正規定（同条第4項中「100分の10」を「100分の35」に改める部分に限る。）及び附則第16条の2第3項の改正規定並びに次条第

1 項並びに附則第 4 条第 1 項（新条例附則第 16 条の 2 第 3 項に係る部分に限る。）及び第 3 項の規定 令和 6 年 1 月 1 日

(3) 第 36 条の 3 の 2 の改正規定及び次条第 2 項の規定 令和 7 年 1 月 1 日

（町民税に関する経過措置）

第 2 条 前条第 2 号に掲げる規定による改正後の厚真町税条例の規定中個人の町民税に関する部分は、令和 6 年度分以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和 5 年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

2 新条例第 36 条の 3 の 2 第 2 項の規定は、令和 7 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき厚真町税条例第 36 条の 3 の 2 第 1 項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第 1 項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第 3 条 次項に定めるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和 5 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 4 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和 3 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 7 号）附則第 1 条第 4 号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）附則第 64 条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得した同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリー

ス取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。) に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例第82条第1号エ及び附則第16条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の厚真町税条例附則第15条の2及び第15条の6第3項に規定する三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 新条例附則第15条の2第4項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

4 新条例附則第16条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

議案第 2 号

ダム湖眺望広場整備工事請負契約の締結について

次のとおり、工事請負契約を締結する。

令和 5 年 5 月 1 2 日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

## 記

- 1 契約の目的 ダム湖眺望広場整備工事
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 61,875,000円
- 4 契約の相手方 有限会社木本建設  
勇払郡厚真町本町30番地  
代表取締役 木本 宏

### 議案第3号

#### 令和5年度厚真町一般会計補正予算（第1号）

令和5年度厚真町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,228千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,664,228千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年5月12日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

| 款  | 項       | 補正前の額     | 補正額   | 計         |
|----|---------|-----------|-------|-----------|
|    |         | 千円        | 千円    | 千円        |
| 14 | 国庫支出金   | 1,087,559 | 4,228 | 1,091,787 |
|    | 2 国庫補助金 | 916,106   | 4,228 | 920,334   |
|    | 歳入合計    | 9,660,000 | 4,228 | 9,664,228 |

# 歳 出

| 款 | 項       | 補正前の額       | 補 正 額  | 計           |
|---|---------|-------------|--------|-------------|
|   |         | 千円          | 千円     | 千円          |
| 3 | 民生費     | 1, 224, 913 | 4, 228 | 1, 229, 141 |
|   | 2 児童福祉費 | 427, 759    | 4, 228 | 431, 987    |
|   | 歳 出 合 計 | 9, 660, 000 | 4, 228 | 9, 664, 228 |



1 総括  
(歳入)

– 17 –

(歳 出)

[illegible]

[illegible]

## 2 歳 入

### 1 4 款 国庫支出金

#### 2 項 国庫補助金

| 目        | 補正前の額        | 補 正 額       | 計            |
|----------|--------------|-------------|--------------|
| 2 民生費補助金 | 千円<br>79,902 | 千円<br>4,228 | 千円<br>84,130 |
| 計        | 916,106      | 4,228       | 920,334      |

| 節          |             | 説 明                    |             |
|------------|-------------|------------------------|-------------|
| 区 分        | 金 額         |                        |             |
| 2 児童福祉費補助金 | 千円<br>4,228 | 子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金 | 千円<br>4,000 |
|            |             | 子育て世帯生活支援特別給付金給付事務費補助金 | 228         |
|            |             |                        |             |

14款 国庫支出金

### 3 歳 出

#### 3 款 民生費

#### 2 項 児童福祉費

| 目       | 補正前の額        | 補正額         | 計            | 補 正 額 の 財 源 内 訳 |     |     |      |
|---------|--------------|-------------|--------------|-----------------|-----|-----|------|
|         |              |             |              | 特 定 財 源         |     |     | 一般財源 |
|         |              |             |              | 国道支出金           | 地方債 | その他 |      |
| 3 児童措置費 | 千円<br>57,679 | 千円<br>4,228 | 千円<br>61,907 | 千円<br>4,228     | 千円  | 千円  | 千円   |
| 計       | 427,759      | 4,228       | 431,987      | 4,228           | 0   | 0   | 0    |

| 節       |           | 説 明                       |             |
|---------|-----------|---------------------------|-------------|
| 区 分     | 金 額       |                           |             |
| 3 職員手当等 | 千円<br>150 | 1279 子育て世帯生活支援特別給付金支給事業   | 千円<br>4,000 |
|         |           | 子育て世帯生活支援特別給付金            | 4,000       |
| 10 需用費  | 41        | 1280 子育て世帯生活支援特別給付金支給事務事業 | 228         |
| 11 役務費  | 37        | 超過勤務手当                    | 150         |
| 19 扶助費  | 4,000     | 消耗品費                      | 41          |
|         |           | 通信運搬費                     | 17          |
|         |           | 口座振替手数料                   | 20          |
|         |           |                           |             |

3款 民生費

# 給 与 費 明 細 書

## 1. 一般職

### (1) 総 括

| 区分  | 職員数<br>(人)       | 給与費        |            |              |           | 共済費<br>(千円) | 合計<br>(千円) | 備考 |
|-----|------------------|------------|------------|--------------|-----------|-------------|------------|----|
|     |                  | 報酬<br>(千円) | 給料<br>(千円) | 職員手当<br>(千円) | 計<br>(千円) |             |            |    |
| 補正後 | 一般職 116<br>計 116 |            | 438,293    | 286,182      | 724,475   | 153,691     | 878,166    |    |
| 補正前 | 一般職 116<br>計 116 |            | 438,293    | 286,032      | 724,325   | 153,691     | 878,016    |    |
| 比 較 |                  |            |            | 150          | 150       |             | 150        |    |

| 職員手当の内訳 | 区分  | 扶養手当<br>(千円) | 管理職<br>手 当<br>(千円) | 住居手当<br>(千円) | 通勤手当<br>(千円) | 期末勤勉<br>手 当<br>(千円) | 寒冷地<br>手 当<br>(千円) | 特殊勤務<br>手 当<br>(千円) | 超過勤務<br>手 当<br>(千円) | 調整手当<br>(千円) | 管理職員<br>特別勤務<br>手 当<br>(千円) | 児 童<br>手 当 |
|---------|-----|--------------|--------------------|--------------|--------------|---------------------|--------------------|---------------------|---------------------|--------------|-----------------------------|------------|
|         | 補正後 | 14,586       | 11,472             | 10,229       | 3,888        | 174,643             | 10,943             | 1,746               | 48,986              | 1,069        | 100                         | 8,520      |
|         | 補正前 | 14,586       | 11,472             | 10,229       | 3,888        | 174,643             | 10,943             | 1,746               | 48,836              | 1,069        | 100                         | 8,520      |
|         | 比 較 |              |                    |              |              |                     |                    |                     | 150                 |              |                             |            |

承認第 1 号

専決処分の承認について

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により厚真町課設置条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 5 年 5 月 12 日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

## 専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、厚真町課設置条例の一部を改正する条例を専決処分する。

令和5年3月31日専決処分

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

理由 令和5年度に向けた組織改編に伴い、建設課の事務分掌をまちづくり推進課に事務移管するため

厚真町課設置条例の一部を改正する条例

厚真町課設置条例（平成18年条例55号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項第6号の次に次の3号を加える。

- (7) 土地利用計画に関する事項
- (8) 都市計画に関する事項
- (9) 宅地耐震化事業に関する事項

第2条第5項中第6号から第8号を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年5月12日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

## 専 決 処 分 書

人身事故による事故の損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年3月31日専決処分

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

- |   |        |                                                                                                                                                                         |
|---|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 事故発生日時 | 令和4年11月15日(火)                                                                                                                                                           |
| 2 | 事故発生場所 | 勇払郡厚真町字幌内555番地の1                                                                                                                                                        |
| 3 | 被害者    | <div style="background-color: black; width: 200px; height: 1.2em; margin-bottom: 2px;"></div> <div style="background-color: black; width: 100px; height: 1.2em;"></div> |
| 4 | 事故の概要  | 小規模多機能ホームほんごう運営事業において、指定管理者である厚真町社会福祉協議会の介護員がデイサービスの帰宅送迎のため、被害者を町有の送迎車両に乗車させ、走行していたところ、路上に飛び出してきた鹿と接触事故を起こした。被害者に外傷等はなかったが、医療機関で受診したため、診察料の支払いが発生した。                    |
| 5 | 示談内容   | 町の指定管理事業において発生した事故であり、被害者には過失がないため、過失割合を町の10割負担とし、本件事故に関する合意に至った。                                                                                                       |
| 6 | 損害賠償額  | 金 22,336円                                                                                                                                                               |